	392,000円 (2) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間×176,000円   年間開	需費償使料料く入※るく サ で で で で で で で で で で で で で で で で で で
	当たりの年額) 平日における「1 日 6 時間を超え、 かつ、18 時を超える時間」の年間平均 時間数×392,000円	
国要綱 別添 2 の 3 (2) に規定	開所整備加算額(一の支援の単位当たり年額) 1,000,000円 ※ 新たに放課後児童健全育成事業を実施する場合に限る。	開所に伴う整 備・修繕費及 び備品購入費
す課童ブ改業	開所準備経費加算額(一の支援の単位当たり年額) 600,000円 ※ 新たに放課後児童健全育成事業を実施する場合に限る。	開所に伴う礼 金及び開所前 月分の建物賃 借料等
国別にす害入郷る定障受進	障害児受入加算額(一の支援の単位当たり年額) 1,847,000円	障害児受入れ に必要的のは 事門する放等 を用童支援 を配置する

	事業		ための人件費
	国要綱	賃借料補助 (一の支援の単位当たり年額)	建物賃借料等
	別添 4	2, 996, 000 円	
	に規定	※ 所有権移転の条項が付されている賃貸借契約	
	する放	(いわゆるリース契約)に係る費用は除く。	
	課後児		
	童クラ		
	ブ運営		
	支援事		
	業		
	国要綱	送迎支援 (一の支援の単位当たり年額)	送迎を行う車
	別添 5	479,000 円	両に係る燃料
	に規定		費
	する放		
	課後児		
	童クラ		
	ブ送迎		
	支援事		
	業		
一般分	国要綱	障害児受入推進加算額(一の支援の単位当たり年	障害児受入れ
	別添 7	額)(3人以上の障害児の受入れを行う場合)	に必要となる
	に規定	1,847,000 円	専門的知識等
	する障	※ 障害児受入推進事業に加えて、さらに障害児	を有する放課
	害児受	受入れに必要となる専門的知識等を有する放課	後児童支援員
	入強化	後児童支援員等を1名以上配置した場合	等を配置する
	推進事		ための人件費
	業		
	国要綱	小規模放課後児童クラブ支援加算額(一の支援の	2 人目以降の
	別添8	単位当たり年額)(一の支援の単位を構成する児童	放課後児童支
	に規定	の数が 19 人以下の場合)	援員等に係る
	する小世帯が	575,000 円	人件費
	規模放		
	課後児童クラ		
	型グラブ		
	事業		
	7 7		

## 備考

- 1 この表中「支援の単位」とは、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、児童の集団の規模を表すものをいう。
- 2 この表中「支援の単位を構成する児童の数」とは、毎日、放課後児童健全育 成事業を利用する児童の人数に、一時的に放課後児童健全育成事業を利用する 児童の平均利用人数を加えて得た数をいう。
- 3 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が 12月に満たない場合には、それぞれの事業ごとに算定された補助基準額に「事業実施月数÷12」を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。